

環境省・オフセット・クレジット(J-VER)制度認証委員会
 (事務局:気候変動対策認証センター)御中

平成24年2月24日

オフセット・クレジット(J-VER)プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット(J-VER)制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 ¹			
NPO法人サニーサイド・オホーツクによるオホーツク知床間伐促進型プロジェクト ～オホーツク知床オシンコシンの森プロジェクト～			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人サニーサイド・オホーツク		
住所	本部 斜里郡斜里町字豊倉 41 番地 (株)美咲興業内 札幌事務所 札幌市厚別区大谷地西 3 丁目 1 番 32 号 エディアワークス内		
代表者氏名	平田 一行	代表者役職	理事長
担当者氏名	森 浩義	担当者 所属部署・役職	常務理事 (札幌事務所長)
担当者 E-mail	mori@sunnysideok.org	担当者電話番号	090-9753-8828
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	株式会社 美咲興業		
プロジェクト参加者名	斜里バス株式会社(斜里町)・桑島繁行(斜里町)・赤沢茂蔵(斜里町)・石井國治(斜里町)・山田昭裕(斜里町)・村崎富幸(斜里町)・森野成行(斜里町)・稲辺尊春(斜里町)・大須賀福雄(斜里町)・元木誠二(斜里町)		
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人サニーサイド・オホーツク		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	一般財団法人 日本品質保証機構		

¹ プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□(排出削減技術)を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報				
プロジェクト 概要 ²	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p>【プロジェクトの目的・内容】</p> <p>オフセット・クレジット(J-VER)制度を通して、世界自然遺産知床地域の前衛に位置付けられる森林により地域の環境を守っている地域の個人森林オーナーに、森林を健全に護り育てることに対する喜びと誇りを与え、地域の低酸化並びに生物多様性保全に繋がる環境の整備を目的とします。</p> <p>【適格性基準との整合性】</p> <p>当プロジェクトの対象森林は森林法第 5 条森林です。斜里町により森林施業計画対象森林で、施業計画期間 2007 年 10 月 1 日～2012 年 9 月 30 日までの期間に間伐が行われる林分を対象としています。クレジット発行対象期間中に当プロジェクト対象地の土地転用の計画はありません。当プロジェクトの対象地以外で主伐の予定はありますが、伐採後は植栽計画に基づく造林を行います。森林施業計画の認定をうけており、適正な間伐の方法、間伐率で間伐を実施し、伐採届を提出しております。また、伐採届出書(写)の交付をうけております。当プロジェクトの対象森林の森林の種類は全て普通林となっています。</p> <p>【法令遵守状況】</p>			
			該当しない	該当する*
	1	森林・林業基本法	<input type="checkbox"/>	■ 第 9 条森林所有者としての責務 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	2	森林法	<input type="checkbox"/>	■ 第 5 条地域森林計画 ■ 第 11 条森林施業計画 <input type="checkbox"/> その他(具体的に:)
	3	森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)	<input type="checkbox"/>	■
	4	種の保存法	■	<input type="checkbox"/>
	5	鳥獣保護法	■	<input type="checkbox"/>
	6	騒音規制法	■	<input type="checkbox"/>
	7	景観法	■	<input type="checkbox"/>
	8	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	■	<input type="checkbox"/>
9	環境影響評価法	■	<input type="checkbox"/>	

² プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG 算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC 体制等に関することを 2 ページ以内で具体的に記述してください。

【採用技術】

モニタリングガイドラインに準拠し、モニタリングにおいては下記機器を使用します。また測定器等については、モニタリング時にキャリブレーションを実施します。

機器名	メーカー名	耐用年	導入時期	備考
コンパス	牛方商会	-	個人購入の為特定不可	面積測量器
TruPulse360°	Laser Technology	5年	2011年5月	距離計、電子コンパス、樹高測定器
輪尺	(中堀式)	-	2011年5月	胸高直径測定器
IPAQ (TIMLogger)	Hewlett-Packard	-	2011年5月	測量面積計算器
GPSmap62SJ	GARMIN	-	2011年9月	緯度経度測定器

【モニタリング方法】

モニタリングガイドラインに準拠し、パラメーターの選択では下記としています。

モニタリングパラメータ	モニタリングパターン	選択の理由
活動量	<input type="checkbox"/> 森林 GIS	
	<input checked="" type="checkbox"/> 実測	斜里町では森林 GIS の導入がされていません。
拡大係数	<input type="checkbox"/> 実測	
	<input checked="" type="checkbox"/> 公表資料、学術論文等	京都議定書 3 条 3 及び 4 の下での LULUCF 活動の補正情報に関する報告書が利用可能なため。
収穫予想表	<input type="checkbox"/> システム収穫表 (LYCS 等)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 文献・資料 (行政機関の資料・学術論文等)	文献名：「森林計画照査要領」(北海道・平成 22 年 4 月 1 日改訂 森林第 3 号) 該当ページ：附 32～附 71 ページ (資料 4)

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

「方法論 No. R001 Ver.4.1」に準拠しました。

【モニタリング体制】

モニタリングガイドラインに準拠し、モニタリング責任者、吸収量算定担当者、吸収量算定確認者、内部監査委員、吸収量算定責任者をそれぞれ任命し、モニタリング、算定、報告に必要な体制を構築しています。

【QA / QC 体制】

モニタリングガイドラインに準拠し、モニタリング責任者、吸収量算定担当者、吸収量算定確認者、内部監査委員、吸収量算定責任者をそれぞれに、吸収量算定手順についてのガイダンス、J-VER 制度についてのガイダンスを実施するなど、モニタリング体制の整備と自己確認と内部監査等によるチェック体制により、品質保証と品質管理を確保しています。

地区	NO	林班	小班	樹種	面積 (ha)	森林住所番
知床地区	1	10	10-3	トドマツ	2.84	ウトロ香川 382
知床地区	2	10	10-5	アカエゾマツ	1.64	ウトロ香川 372
知床地区	3	10	10-6	アカエゾマツ	6.52	ウトロ香川 367
知床地区	4	10	10-7	アカエゾマツ	4.84	ウトロ香川 400/403
知床地区	5	10	10-12	トドマツ	4.98	ウトロ香川 384/385
知床地区	6	10	10-42	トドマツ	5.12	ウトロ香川 404-1
知床地区	7	16	16-14	シラカバ	2.24	日の出 9-4
斜里地区	8	25	25-104	トドマツ	3.24	越川 101-4
斜里地区	9	25	25-108	カラマツ	3.24	越川 105-2
斜里地区	10	26	26-18	カラマツ	6.56	越川 128
斜里地区	11	26	26-20	トドマツ	1.68	越川 138-2
斜里地区	12	26	26-51	シラカバ	3.08	越川 138-1
斜里地区	13	26	26-174	カラマツ	13.52	越川 107
斜里地区	14	26	26-179	カラマツ	0.60	越川 106-1
斜里地区	15	26	26-180	トドマツ	13.92	越川 111
斜里地区	16	26	26-183	トドマツ	9.64	越川 112
斜里地区	17	26	26-189	トドマツ	2.24	越川 207-2/208-3
斜里地区	18	26	26-193	シラカバ	3.80	越川 118
斜里地区	19	26	26-194	シラカバ	3.68	越川 118
プロジェクト 実施場所						
<方法論 R001・ R002・R003 のみ> プロジェクト 対象面積	知床地域 28.18ha、斜里地域 65.20ha、合計 93.38ha					
プロジェクト 期間	2007 年 9 月 28 日～2013 年 3 月 31 日(5 年 6 ヶ月)					
クレジット期 間	2008 年 4 月 1 日～2013 年 3 月 31 日					
プロジェクト 計画開始届 提出日	2011年11月1日					
妥当性確認 終了日	2011年11月25日					

想定削減・吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 ³
	t-CO2	409	671	674	655	621	3,031
適用モニタリング方法ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理 プロジェクト用) ver. 3.0						
適用方法論	方法論番号	方法論 No. R001 Ver. 4.1					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
ダブルカウントの防止措置							
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)						印

³ 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウ ントの防止 措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VÉR)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p>■類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p style="margin-left: 40px;">類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p style="margin-left: 40px;">理由: _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p>■ 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VÉR)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VÉR)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要があります。</p>
------------------------	---

【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: _____

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: _____

■ 現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】

■ 公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: _____

その他

具体的に: _____

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

以上